

		地及敷一 盤び地			
(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
共同住宅等の主要な出入口からの通路等	敷地内の通路等（以下この部において「敷地内の通路」という。）	有効幅員の確保の状況	敷地内の通路等の確保の状況	敷地内の排水の状況	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況
目視により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
条例第十七条（条例第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。	敷地内の通路等に支障物があること。	敷地内の通路等の有効幅員が不足していること。	敷地内の通路等が確保されていないこと。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。

(い) 調査項目

(ろ) 調査方法

(は) 判定基準

(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
がけ		擁壁		塀			窓先空地及び屋外通路	
がけの安全上の支障の状況	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	擁壁の劣化及び損傷の状況	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	窓先空地又は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況	窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況	窓先空地の確保の状況	通路等の支障物の状況
目視又は必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視、下げ振り等により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。
条例第六条第二項の規定に適合しないこと。	水抜きパイプに詰まりがあること。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。	条例第十九条第一項に規定する窓先空地又は第二項に規定する窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等に支障物があること。	条例第十九条第二項（条例第三十七条又は第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。	条例第十九条第一項（条例第三十七条又は第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。	通路等に支障物があること。

	(11)	(10)	(9)
--	------	------	-----

	外装仕上げ材等		
<p>開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち他の部分により確認し、その他の部分には必要に応じて双眼鏡等を使用し、異常が認められた歩行場</p> <p>合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的にテスタンマーによる打診等により確認する。</p> <p>マ。ただし、竣工後、外壁改修。若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的なテスタンマーによる打診等を実施した後に、超え、かつ三年以内の落下による歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテスタンマーによる打診等を実施して、落下による歩行者等に危害を加えるおそれのない場合にあつては、落下による歩行者等に危害を加えるおそれのある部分に全面的なテスタンマーによる打診等を実施すること。</p> <p>修等が行われることが、安全である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。</p>	<p>劣化及び損傷の状況</p> <p>式工法によるものを除く。</p> <p>タイル、石ばり等</p>	<p>鉄骨造の外壁の劣化及び損傷の状況</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁の劣化及び損傷の状況</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。</p> <p>必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。</p>
	<p>外壁タイル等にはく落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。</p>	<p>コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。</p>	<p>鋼材に著しいさび、腐食等があること。</p>

三層屋及び上根				(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	
(4)	(3)	(2)	(1)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等			窓サッシ等				
金属笠木の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	屋上回り（屋上面を除く。）の劣化及び損傷の状況	屋上面の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況	機器本体の劣化及び損傷の状況	はめ殺し窓のガラスの固定の状況	サッシ等の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	乾式工法によるタイル、石ばり等の劣化及び損傷の状況	
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	触診により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁殖していること。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。	昭和四十六年建設省告示第九号第三四号の規定に適合していないこと。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	ひび割れ、欠損等があること。	

内物建四 部の築		(2)	(1)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)
	防火区 画				機器及び工作物（冷 却塔設備、広告塔 等）		屋根	
	令第百十二条第九項に規定する区画 の状況	令第百十二条第一項から第三項まで 又は同条第五項から第八項までの各 項等に規定する区画の状況		支持部分等の劣化及び 損傷の状況	機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷 の状況	屋根の劣化及び損傷の 状況	屋根の防火対策の状況	排水溝（ドレーンを含 む。）の劣化及び損傷 の状況
	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認する。		目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。	設計図書等により確認する。	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。
	令第百十二条第一項から第八項（令第百 二十九条の二の二第一項の規定が適用さ れ、かつ、全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合に於 ては、第五項を除く。）又は条例第二十 五条の規定に適合しないこと。	令第百十二条第一項から第八項（令第百 二十九条の二の二第一項の規定が適用さ れ、かつ、全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合に於 ては、第五項を除く。）又は条例第二十 五条の規定に適合しないこと。		支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に 著しい腐食等又はコンクリート基礎等に 著しいひび割れ、欠損等があること。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋 上及び屋根との接合部に著しいさび、腐 食等があること。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金 物に著しい腐食等があること。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋 根にあっては法第六十三条の規定に適合 しないこと又は平成七年東京都告示第三 百五十四号において指定する区域内の建 築物の屋根にあっては法第二十二條第一 項の規定に適合しないこと。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮 き等があること。

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
分する壁の内面に する部面					
組積造の壁の室内に面 する部分の劣化 及び損傷の状況	木造の壁の室内に面す る部分の劣化及 び損傷の状況	令第百十二条第十項に 規定する外壁等及び同 条第十一項に規定する 防火設備の劣化及び損 傷の状況	令第百十二条第十項に 規定する外壁等及び同 条第十一項に規定する 防火設備の処置の状況	令第百十二条第十項に 規定する外壁等及び同 条第十一項に規定する 防火設備の処置の状況	令第百十二条第十項、第十三項等 に規定する区画の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。	目視により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認する。
れんが、石等に割れ、ずれ等があるこ と。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害が あること又は緊結金物に著しいさび、腐 食等があること。	令第百十二条第十項に規定する外壁等、 同条第十一項に規定する防火設備に損傷 があること。	令第百十二条第十項又は第十一項の規定 に適合しないこと。	令第百十二条第十項又は第十一項の規定 に適合しないこと。 ただし、令第百二十九条の二の二第一項の 規定が適用され、かつ、全館避難安全 性能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。	令第百十二条第十項若しくは第十三項又 は条第十條の五、第三十條、第三十八 條、第三十九條若しくは第四十八條から 第五十一條まで（令第二百二十九條の二第 一項の規定が適用され、かつ階避難安全 性能に影響を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては、条第四十八條を規 定が適用され、かつ全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていない場 合にあっては、令第二百二十九條の二第 十三項、条第四十八條及び第四十九條 を除く。）の規定に適合しないこと。

	(12)	(11)	(10)	(9)
--	------	------	------	-----

<p>令第百二十五条第一項第二号に掲げる基準に適合する構造の耐火壁又は防火区画を構成する壁に限り。</p>	<p>耐火性能等の確保の状況</p>	<p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の劣化及び損傷の状況</p>	<p>鉄骨造の壁の室内に面する部分の劣化及び損傷の状況</p>	<p>補強コンクリートブロッックの壁の室内に面する部分の劣化及び損傷の状況</p>
	<p>設計図書等により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>
<p>次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令第二百二十九条の二)の第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼさない場合にあっては、修繕等が行われていないこと。 (二) 令第百二十九条の二の第一項又は第八項(令第二百九条の二)の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼさず、修繕等が行われていないこと。 (三) 令第十二条第九項、第十項又は第十二項(令第二百二十九条の二)の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼさず、修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二条の二の規定に適合しないこと。</p>	<p>コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。</p>	<p>鋼材に著しいさび、腐食等があること。</p>	<p>目地モルタルに著しい欠落があること又はブロッック積みに変位があること。</p>	

(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
部材の劣化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充てん等の処理の状況	令第百十四条に規定する間仕切壁及び隔壁の状況	令第百二十九条に規定する建築物の壁面内の部分
目視により確認する。	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査後に法第六條第一項の規定に基づき確認を要しない規模の修繕や模様替え等（以下「修繕」という。）が行われ、かつ、点検口等がある場合にあり、点検口等から目視により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあり、点検口等から目視により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあり、点検口等から目視により確認する。	設計図書等により確認する。
各部材及び接合部に穴又は破損があること。耐火被覆のはがれ等により鉄骨が露出していること。	令第百二十二条第十五項、第十六項若しくは第十四条の規定に適合しないこと。	令第百二十九条又は条例第十五条、第七條の規定に適合しないこと。	令第百十四条の規定に適合しないこと。	令第百二十九条又は条例第十五条、第七條（令第十二条、第七十三條若しくは第七十五條（令第二百二十九條の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能の場合又は令第二百二十九條の二第二項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能の場合）及び第七條及び第五條（専ら修繕部分以外の規定を除く。）及び第七十二條（階段に係る部分を除く。）の規定を除外すること。

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
------	------	------	------	------

床

令第百二十五条の二に掲げる号の第一項に適合する構造の床、耐火構造又は耐火構造の床を構成する区画を構成するに限り

く体等

状況	木材の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の床く体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床く体の劣化及び損傷の状況	準耐火性能等の確保の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	設計図書等により確認する。
と各部材及び接合部に穴や破損があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令第二百二十九条の二)の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合において、防火区画令第二百十五条の二の規定による防火区画令(二) 令第百二十九条の二の二第一項又は第八項(令第二百九条の二)の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合において、防火区画令第五項を除く。第五項を除く。の二の規定による防火区画令(三) 令第十二条第九項、第十項又は第十二項(令第二百九条の二)の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合において、防火区画令第七條の二の規定による防火区画令(三) 令第十二条第九項、第十項又は第十二項(令第二百九条の二)の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていないこと。

(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)
限れる。類するものに	防火設備（シャッター）その他	おおむね五百平方メートル以上の空間を有する建築物		天井 令第二百二十九条各項等	
戸の設置の状況	居室から地上へ通じる	おおむね五百平方メートル以上の空間の天井	室内に面する部分の仕	室内に面する部分の仕	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充てん等の処理の状況
目視及び設計図書等により確認	目視及び設計図書等により確認	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストマシンによる打診等により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。
令第十二条第十四項の規定に適合しないこと。	令第十二条第十四項の規定に適合しないこと。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又ははく落等があること。	令第二百二十九条又は条例第十五条、第七十二条、第七十三条若しくは第七十五条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合に第六項、第七項及び第十五条（専ら学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）及び第七十二条（階段に係る部分を除く。）の規定を除外すること。）の規定に適合しないこと。	令第十二条第十五項、第十六項若しくは令第二百二十九条の二又は条例第七十四条の規定に適合しないこと。

(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	
					居室の採光及び換気					
					照明器具、懸垂物等					
換気設備の作動の状況	換気設備の設置の状況	換気のための開口部の面積の確保の状況	採光の妨げとなる物品の放置の状況	採光のための開口部の面積の確保の状況	採光の妨げとなる物品の放置の状況	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	防火設備の閉鎖又は作動の状況
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内の実施した法十二条第三項に基づく検査(以下「定期検査」という。)等の記録がある場合により確認することとする。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内の実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。
換気設備が作動しないこと。	法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。	法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。	法第二十八条第一項又は令第十九条の規定に適合しないこと。	防火設備の閉鎖に支障があること。	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。	物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	

				等施避五 設難	
(4)	(3)	(2)	(1)	(47)	
		廊下	令第二百二十条第二項に規定する通路等		
物品の放置の状況	行き止まり廊下の状況	幅の確保の状況	令第二百二十条第二項に規定する通路等の確保の状況	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
避難の支障となる物品が放置されていること。	条例第十條の八の規定に適合しないこと。ただし、小学校で令第二百二十九條の二第一項又は令第二百二十九條の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。の規定に適合しないこと。	令第二百二十九條及び令第二百二十九條の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。の規定に適合しないこと。	石綿飛散防止剤又は損傷があること。亀裂、はく落等の劣化又は損傷があること。	

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
避難上有効なバルコニー 二一				階段	階段
避難上有効なバルコニーの確保の状況	手すり等の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	避難器具等の設置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	直通階段の設置の状況
目視及び設計図書等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。
令第百二十一条又は条例第七條の二、第十條の八、第十九條、第三十七條若しくは第七十三條の規定に適合しないこと。	著しいさび又は腐食があること。	避難に支障となる物品が放置されていること。	令第百二十一条又は条例第七條の二、第十九條、第三十七條若しくは第七十三條の規定に適合しないこと。	避難器具が使用できないこと又は避難器具が使用できないこと。	令第百二十條、第百二十一条、第百二十二條若しくは第百二十三條又は条例第七條の二、第十一條、第二十四條、第四十九條若しくは第五十一條(令第百二十九條の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)又は令第百二十九條並びに第百二十三條第三項第一号、第十條並びに第百二十三條第三項第一号、第十一條出入口に係る部分に限る。及び避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十條並びに第百二十三條第一項第一号及び第六号、第九号及び第十一号並びに第十一條、第九号及び第十一号並びに第十一條、第五十一條の規定に適合しないこと。

(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)
------	------	------	------	------	------

屋外に設けた避難階段	屋内に設けた避難階段	物品の放置の状況	手すりの設置の状況	幅の確保の状況
火区画の確保の状況	階段室の構造の状況	階段各部の劣化及び損傷の状況	手すりの設置の状況	幅の確保の状況
目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。
令第百二十三条第二項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。	令第百二十三条第一項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。	令第二十五条の規定に適合しないこと。	令第二十三条、第二十四条若しくは第九十九条又は条例第四十五条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十五条第一号及び第二号を除く。の規定に適合しないこと。

(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)
		その他 の設備 等					
非常用エレ ベーター	非常用の進 入口等	非常用の進 入口等の設 置の状況	非常用の進 入口等の維 持保全の状 況	排煙設備の作 動の状況	排煙設備の設 置の状況	可動式防煙壁 の作動の状 況	防煙壁の劣化 及び損傷の 状況
令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する「乗降ロビー」(以下単に「乗降ロビー」という。)の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内の実施した定期検査等の記録がある場合は、当該記録により確認することとする。	目視及び設計図書等により確認する。	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内の実施した定期検査等の記録により確認することとする。	目視により確認する。
令第二百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。	物品が放置され進入に支障があること。	令第二百二十六条の六又は第二百二十六条の七の規定に適合しないこと。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	排煙設備が作動しないこと。	令第二百二十六条の二又は条例第十四条第一項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合は令第二百九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	可動式防煙壁が作動しないこと。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。

他その六の							
(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
等地下街							
分のす地下の地下部の				分のす地下の地下部の			
物品の設置の状況	階段ホールの構造及び幅	物品の設置の状況	地下道の地上への開放性の確保の状況	地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況	地下道の直通階段の確保の状況	地下の構え又は地下道に面する建築物の地下部分と地下道との関係	防火区画
目視により確認する。	設計図書等により確認する。	目視により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認する。
階段ホール部分に避難に支障となる物品が放置されていること。	条例第七十三条の十七に適合しないこと。	地下道又は階段（出入口階段ホールを含む）部分に避難に支障となる物品が放置されていること。	条例第七十三条の十（条例第七十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。	条例第七十三条の七又は第七十三条の八の規定に適合しないこと。	条例第七十三条の五又は第七十三条の十（条例第七十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。	条例第七十三条の四又は第七十三条の十五の規定に適合しないこと。	条例第七十三条の六（条例第七十三条の八において準用する場合を含む。）第七十三条の九又は第七十三条の十六の規定に適合しないこと。

